

## 目 次

第1	原子力事業者、国及び地方公共団体の責務	3
第2	本件原子力発電所における取り組み	5
1	防災体制	6
(1)	緊急時体制の区分	6
(2)	原子力防災組織の設置	7
(3)	原子力防災管理者の選任	7
(4)	緊急時体制の発令及び原子力防災要員等の非常召集	8
(5)	緊急時対策本部の設置	9
(6)	原子力事業所災害対策支援拠点の設置	9
2	原子力災害予防対策	9
(1)	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備	9
(2)	緊急時運転パラメータ伝送システムの設置・維持・運用	10
(3)	原子力防災教育の実施	10
(4)	原子力防災訓練の実施	11
3	緊急事態応急対策	13
(1)	警戒事象発生時の連絡	13
(2)	特定事象発生時の通報	13
(3)	原災法15条1項に該当する事象発生時の連絡	14
(4)	応急措置の実施及び報告	14
(5)	原子力防災要員の派遣	14
4	原子力災害事後対策	15
(1)	原子力災害の復旧対策	15
第3	国の取り組み	16
1	原子力防災体制の見直し	16
2	原子力災害対策指針の策定	17
第4	地方公共団体の取り組み	19
第5	まとめ	21

本準備書面は、まず原告ら準備書面22の内容を受けて、原子力事業者、国及び地方公共団体の原子力防災における責務を述べる。その上で、被告九州電力が、本件原子力発電所について原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講じ、かつ、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定し、平常時から原子力災害対策活動を理解し訓練を行い、緊急時には本計画に従い円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行することによって、原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図ることを説明し、本件原子力発電所において、適切な原子力防災対策を行っている旨の主張を行うものである。

## 第1 原子力事業者、国及び地方公共団体の責務

災害対策基本法の特別法として制定された「原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）」は、原子力防災に関する原子力事業者、国及び地方公共団体の責務について定めている。

原子力事業者の責務については、「原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する」（原災法3条）としている。これは、原子力事業者が事故等の収束について一義的な責務を負うことを示している。

この内容に沿って、原子力事業者においては、原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない（原災法7条1項）とされている。

一方で、国及び地方公共団体の責務については、原災法4条、4条の2及び5条に定められており、国民または住民の生命、身体、財産を災害から保護するために必要な施策を講じる責務があるとしている。

表1 原子力防災に関する国、地方公共団体及び原子力事業者の責務

	責 務	防災計画
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。</li> </ul>	防災基本計画
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の自治体の協力を得て、当該地方公共団体の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。</li> </ul>	地域防災計画
原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する。</li> <li>・その原子力事業所ごとに、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成する。</li> </ul>	原子力事業者 防災業務計画

以下、原子力事業者の責務に基づく取り組みについて詳述する。

## 第2 本件原子力発電所における取り組み

本件原子力発電所については、平成24年5月17日付答弁書に記載のとおり、基本的に放射性物質を閉じ込める構造とした上で、「多重防護」の考え方を取り入れ、安全性を確保している。具体的には、まず、①異常の発生を未然に防止する、次に、②異常の拡大及び事故への進展を防止する、さらに、③放射性物質の異常な放出を防止するという3つのレベルでの対策を講ずるもので、この3段階の対策は、単に3つの対策を講じているというものではなく、それぞれの段階の対策は、後続の段階の対策に期待せず、当該段階で確実に異常の発生を防止し、もしくは確実に異常の拡大を防止し、あるいは放射性物質の異常な放出を確実に阻止するのに十分な対策を講じるというものである。

上記②の段階においては、原子炉を確実に「止める」、また上記③の段階に至っても、原子炉を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ことができるように各種の安全設備を設けており、仮にその一部が故障しても機能を果たすことができるように安全設備を多重に設けている。

本件原子力発電所では、かかる対策に加え、運転開始後においても、設備の適切な保全により機器の性能を維持するため、定期的な点検、検査及び測定・試験等を行い、その結果、設備に異常や故障が発見された場合には、取替え・補修等を実施し、設備の品質管理を徹底している。

機器の故障等が発生した場合には、原因調査、再発防止対策の策定を行い、必要な処置を実施するとともに、国内外の故障等の情報を入手し、内容に応じて設備、運用面の改善を行っている。

加えて、運転・保修要員の資質の維持・向上にも継続的に取り組んでいる。

地震・津波等に対しても、設置時に十分な調査及び検討を行い、想定される地震・津波等に対して安全機能が保持できるよう設計しており、運転開始後においては新たな知見、技術の進捗等を踏まえ十分な調査及び検討を行って、耐震安全性の評価等を行い、地震・津波等に対し原子炉施設の安全性に問題のないことを確認している。

また、今般の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設計において想定した事象を超える場合においても、炉心及び使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料の著しい損傷を防止し、放射性物質の異常な水準の放出を防止でき

るよう一層の対策を講じており、こうした対策を事象の内容・進展状況に応じた確かつ柔軟に行えるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施している。

さらに、玄海3, 4号機においては、平成26年9月29日付準備書面7（第3章 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策の強化）に記載のとおり、共通要因による安全機能の一斉喪失を防止する観点から、自然現象の想定と対策を大幅に引き上げ、地震、津波等に対する基準を強化したほか、自然現象以外の共通要因による安全機能の一斉喪失を防止するため、火災防護対策の強化・徹底、機器破損による浸水の防止対策を講じるなど、事故防止対策を大幅に強化している。また、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故に対して本件原子力発電所の安全性を確保するために設けられた、高い信頼性を有する設備等がその安全機能を喪失するような事態をもあえて想定して、恒設及び可搬式の設備（電源設備、注水設備等）を新たに配備するなど、そのような場合に事象の進展、拡大を防ぎ、かかる状況においてもなお、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損を防止できるようにするための対策を講じ、より一層の安全性向上対策を充実させている。

このほか、被告九州電力は、佐賀県、玄海町及び周辺自治体が策定した地域防災計画（原子力災害対策編）と整合のとれた、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画を策定し、平常時から防災体制を定め、原子力災害対策活動（原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等）を理解し訓練を行うとともに、緊急時には本計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行することによって、原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図っていく体制を整えている。

以下に、玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の主な内容を示す。

## 1 防災体制

### （1）緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、表2のとおり原子力災害の情勢に応じた緊急時体制を区分している。

表2 緊急時体制の区分

	原子力災害の情勢
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者が、警戒事象<sup>1</sup>の発生について連絡を受け、または自ら発見したとき。</li> <li>・原子力規制委員会から警戒事態とする旨の連絡があったとき。</li> <li>・佐賀県、長崎県又は福岡県から災害警戒本部、玄海町から災害対策連絡室を設置する旨の連絡があったとき。</li> </ul>
第1種 緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者が、特定事象(原災法10条1項に該当する事象)<sup>2</sup>の発生について通報を受け、または自ら発見したとき。</li> </ul>
第2種 緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災管理者が、原災法15条1項に該当する事象<sup>3</sup>の発生について通報を受け、もしくは自ら発見したとき、または内閣総理大臣が原災法15条2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。</li> <li>・佐賀県、玄海町、長崎県または福岡県から災害対策本部を設置する旨の連絡があったとき。</li> </ul>

### (2) 原子力防災組織の設置

原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行うため、あらかじめ本件原子力発電所に原子力防災組織を設置するとともに、原子力災害対策活動を行う原子力防災要員並びに原子力防災要員の補佐・交替及び原子力防災組織の統括管理の補佐を行う緊急時対策要員を定めている。

また、本店にあらかじめ本店原子力防災組織を設置するとともに、本件原子力発電所において実施する原子力災害対策活動の支援等を行う本店緊急時対策要員を定めている。

### (3) 原子力防災管理者の選任

原子力防災管理者として本件原子力発電所長を選任し、原子力防災管理者は原子力防災組織を統括管理するとともに、以下の業務を行う。

<sup>1</sup>警戒事象は、原子炉停止機能の異常のおそれ、原子炉冷却材の漏えい等全14事象である。

<sup>2</sup>特定事象(原災法10条1項に該当する事象)は、敷地境界線付近の放射線量の上昇、通常放出経路での気体放射性物質の放出等全21事象である。

<sup>3</sup>原災法15条1項に該当する事象は、敷地境界線付近の放射線量の上昇、通常放出経路での気体放射性物質の放出等全20事象である。

- ・ 警戒事象の発生について連絡を受け、または自ら発見したときは、あらかじめ定めた連絡先へ連絡する。また、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を上記連絡先へ報告する。
- ・ 特定事象または原災法 15 条 1 項に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちにあらかじめ定めた通報先へ通報または報告する。また、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を上記通報先へ報告する。
- ・ 放射線測定設備を設置及び維持し、放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ・ 原子力防災要員及び緊急時対策要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ・ 旅行または疾病その他の事由のため不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。 等

また、原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在のときにその職務を代行する副原子力防災管理者として、第一所長、第二所長、次長（技術）[1・2号]、次長（技術）[3・4号]、次長（防災）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（保全計画）[1・2号]、次長（保全計画）[3・4号]、次長（土木建築）、安全品質保証第一統括室長及び安全品質保証第一統括室副室長（原子炉主任技術者を除く）、安全品質保証第二統括室長及び安全品質保証第二統括室副室長（原子炉主任技術者を除く）並びに原子力訓練センター所長（原子炉主任技術者を除く）を選任する。

#### （４）緊急時体制の発令及び原子力防災要員等の非常召集

原子力防災管理者は、警戒事象の発生について連絡を受け、もしくは自ら発見したとき、または特定事象、原災法 15 条 1 項に該当する事象の発生について通報を受け、もしくは自ら発見したときは、緊急時体制の区分に応じ直ちに緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに本店原子力管理部長に報告し、原子力管理部長は社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。

また、原子力防災管理者は、本件原子力発電所における緊急時体制発令時に、あらかじめ定めた連絡経路により、緊急時体制に応じて原子力防災要員等を非常召集する。本店においては、原子力管理部長が、あらかじめ定めた連絡経路により、緊急時体制に応じて本店緊急時対策要員を非常召集する。

#### (5) 緊急時対策本部の設置

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに本件原子力発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、社長は本店対策本部長としてその職務を遂行する。また、社長が不在の対応として、副社長または執行役員の中からあらかじめ代行者を定めておく。

#### (6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置

本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、あらかじめ定めた組織に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。

## 2 原子力災害予防対策

### (1) 通報や業務に必要な設備及び資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法 11 条 2 項に規定される原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

あわせて、原子力防災管理者は、事故収束活動に必要なそのほかの資機



材をあらかじめ定め、配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

また、原子力災害対策活動で使用する資料について、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）、原子力規制庁緊急時対応センター並びに佐賀県、長崎県、福岡県及びPAZ<sup>4</sup>またはUPZ<sup>5</sup>を管轄に含む地方公共団体の災害対策本部等に備え付けるとともに、あわせて本件原子力発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点到に備え付け、それぞれ定期的に見直しを行う。

## （2）緊急時運転パラメータ伝送システム<sup>6</sup>の設置・維持・運用

原子力防災管理者は、本件原子力発電所に緊急時運転パラメータ伝送システム（以下「SPDS」という。）を設置し、統合原子力防災ネットワーク<sup>7</sup>に接続するとともに、SPDSに非常用電源を供給するなど維持・運用を行う。

また、原子力管理部長は、本店にSPDSを設置するとともに、SPDSに非常用電源を供給するなど維持・運用を行う。

## （3）原子力防災教育の実施

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下に関する原子力防災教育を実施する。

<sup>4</sup>PAZ (Precautionary Action Zone) : 原子力事業所から概ね半径 5km。放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の環境への放出前に即時避難などの予防的防護措置を準備する区域（本件原子力発電所の当該区域を管轄に含む地方公共団体：玄海町及び唐津市）。

<sup>5</sup>UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) : 原子力事業所から概ね半径 5～30km。放射線による確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、屋内退避などの緊急時防護措置を準備する区域（同地方公共団体：玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、杵岐市、糸島市）。

<sup>6</sup>緊急時運転パラメータ伝送システム：発電所内の情報を伝送する設備。

<sup>7</sup>総合原子力防災ネットワーク：緊急時に総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する情報通信ネットワーク。

- ・ 原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・ 本件原子力発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
- ・ 放射線防護に関する知識
- ・ 放射線及び放射性物質の測定方法並びに防災対策設備に関する知識

#### (4) 原子力防災訓練の実施

##### ア 社内における訓練

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災組織及び本店原子力防災組織におけるそれぞれの役割や、連携等の徹底を図るため、あらかじめ定めた原子力防災訓練を、1年に1回以上実施する。

また、原子力防災管理者は、原子力防災訓練に係る計画書、実施要領等について、原災法30条2項の規定に基づき、事前に原子力防災専門官<sup>8</sup>から指導及び助言を受ける。なお、原子力防災訓練の計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定める。

##### イ 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参加し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

本件原子力発電所において実施した原子力防災訓練の概要について表3に示す。また、被告九州電力が参加した、国及び地方公共団体が実施する原子力防災訓練の概要について表4及び表5に示す。

<sup>8</sup>原子力防災専門官：オフサイトセンターに常駐している内閣府原子力災害対策担当室の職員で、地方公共団体及び原子力事業者の原子力防災対策への指導・助言や、緊急時における情報収集及び地方公共団体の応急措置等への助言などを職務とする。

表3 本件原子力発電所における防災訓練の概要

	総合訓練
実施月日	平成25年11月21日
参加人数	536名
想定した原子力災害の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3, 4号機で原災法15条事象に至る原子力災害を想定</li> <li>・3, 4号機で原子炉冷却材漏えいが発生後、全交流電源喪失により、全ての非常用炉心冷却装置が作動不能となり、さらに、4号機は原子炉の冷却機能が全て喪失する事象を想定。</li> </ul>
訓練の内容	<p>以下をシナリオ非提示にて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報訓練</li> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・アクシデントマネジメント訓練</li> <li>・原子力防災要員の動員訓練</li> <li>・モニタリング訓練</li> <li>・緊急時対応訓練</li> <li>・緊急時操作演習</li> <li>・緊急被ばく医療訓練</li> </ul>

※ 平成25年度、原子力規制委員会へ評価結果を報告した訓練。このほか、同年4月1日～12月31日に実施した要素訓練（通報訓練、モニタリング訓練、アクシデントマネジメント訓練、緊急事態支援組織対応訓練）についても報告。

表4 国主催の原子力総合防災訓練の概要

	平成15年11月26日
実施月日	平成15年11月26日
参加規模	参加機関計86機関、約9,400名（うち、住民約6,600名）
想定した原子力災害の概要	主給水管の破損に伴い原子炉が自動停止。その後、非常用炉心冷却設備の故障等による冷却機能の喪失から炉心が損傷し、格納容器から放射性物質が放出され、住民避難を実施。
訓練の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、伝達能力の向上及び連携の強化</li> <li>・国の現地対応能力の強化</li> <li>・原子力緊急事態宣言の発出等に係る措置の習熟</li> <li>・迅速かつ正確な情報提供のための広報能力の向上</li> <li>・原子力安全委員会の助言機能の確認</li> <li>・関係自治体及び原子力事業者の現場訓練の充実</li> </ul>

表5 地方公共団体主催の原子力防災訓練の概要

実施月日	平成25年11月30日 (佐賀県, 長崎県, 福岡県の3県合同実施)
想定した原子力災害の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3, 4号機は, 通常運転中, 原子炉冷却材漏えいが発生し, 原子炉を手動停止。</li> <li>・ その後, 外部電源が喪失。更に非常用電源の確保失敗により全交流電源が喪失し, 原子炉の冷却ができなくなり, 放射性物質が周辺環境に放出され, 住民避難を実施。</li> </ul>
訓練の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時通報連絡訓練</li> <li>・ 住民避難訓練</li> <li>・ 避難所設置, 運営訓練</li> <li>・ 緊急時モニタリング訓練</li> <li>・ 緊急被ばく医療訓練</li> <li>・ 発電所における緊急安全対策訓練</li> </ul>

### 3 緊急事態応急対策

#### (1) 警戒事象発生時の連絡

原子力防災管理者は、警戒事象の発生について連絡を受け、または自ら発見したときは、あらかじめ定めた様式に所定の事項を記入し、原子力規制委員会その他あらかじめ定めた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、電話連絡する。

#### (2) 特定事象発生時の通報

発電所対策本部長は、特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事並びにあらかじめ定めた通報先に、あらかじめ定めた通報様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、長崎県知事及び福岡県知事に対してはその着信を直ちに電話で確認する。

また、発電所対策本部長は、唐津市長、松浦市長、伊万里市長、佐世保市

長，平戸市長，壱岐市町及び糸島市長など，その他あらかじめ定めた通報先にも送信した旨を電話で連絡する。

### (3) 原災法 15 条 1 項に該当する事象発生時の連絡

発電所対策本部長は，原災法 15 条 1 項に該当する事象の発生について通報を受け，または自ら発見したときは，あらかじめ定めた様式に所定の事項を記入して，直ちにあらかじめ定めた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し，記録として保存する。また，上記連絡先に送信した旨を電話で連絡する。

### (4) 応急措置の実施及び報告

警戒事象または特定事象が発生した場合，発電所対策本部は災害拡大防止や放射能影響評価などの応急措置を実施するとともに，発電所対策本部総括班長は，あらかじめ定めた報告様式にその概要を記入し，あらかじめ定めた連絡先に報告する。

### (5) 原子力防災要員の派遣

発電所対策本部長は，原子力防災専門官その他の国の関係機関から，オフサイトセンター運営の準備に入る旨の連絡を受けた場合，または指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに佐賀県知事，玄海町長，長崎県知事及び福岡県知事，その他の関係機関の実施するオフサイトセンターにおける業務や環境放射線モニタリングなどの緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，あらかじめ定めた原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を行う。

また，本店対策本部長は，原子力規制委員会等から原子力規制庁緊急時対応センターの運営準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合は，あらかじめ定めた要員を派遣する。

#### 4 原子力災害事後対策

##### (1) 原子力災害の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、以下の事項に関する復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、佐賀県知事、玄海町長、唐津市長、伊万里市長、長崎県知事、松浦市長、佐世保市長、平戸市長、壱岐市長、福岡県知事及び糸島市長に提出するとともに、公表する。

また、発電所対策本部長は当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- ・ 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- ・ 原子炉施設の除染の実施
- ・ 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- ・ 放射性物質の追加放出の防止
- ・ 各復旧対策の実施工程及び対応する対策本部班 等

第2においては、原子力事業者の責務に基づく取り組みについて述べたが、以下では、国及び地方公共団体の原子力防災への責務に基づく取り組みの概要を述べる。

### 第3 国の取り組み

原子力防災対策については、災害対策基本法等に基づく措置が講じられてきたが、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故を契機に、旧原子力安全委員会は原子力防災対策の指針となる「原子力発電所等周辺の防災対策について」を策定した。

その後、国は、平成11年9月のJCO東海事業所ウラン加工工場臨界事故を踏まえ、原災法を制定し原子力事業者等の責務の明確化を図るとともに、国の緊急時対応体制の強化や、放射性物質の大量放出事故に備えたオフサイトセンターの整備、原子力防災専門官の原子力立地点への配備、緊急時モニタリング体制の確立、緊急被ばく医療体制の整備等を行った。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故時にこれらの体制が機能せず以下の課題が生じたことから、国は、原子力規制委員会の設置及びそれに伴う原子力防災体制の見直しを行うとともに、原子力規制委員会は、新たな防災指針として「原子力災害対策指針」を策定した。

#### 【福島第一原子力発電所事故における原子力防災に関する課題】

- ・ 意思決定を行う官邸の情報不足
- ・ 情報の入手・伝達ルート機能不全
- ・ 官邸と原子力安全・保安院の広報の二元化による混乱
- ・ オフサイトセンターの機能不全
- ・ 膨大な原子力被災者に対する当初の支援対応体制の整備不足 等

#### 1 原子力防災体制の見直し

国は、平常時から政府全体の原子力防災体制を推進するための機関として、新たに内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」を常設するとともに、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」の副本部長に原子力規制委員会委員長を指名し、安全に係る技術的・専門的事項の判断を一義的に担当させることとした。

また、平成24年9月、国の中央防災会議は、政府の原子力災害への対応強化（官邸の意思決定等の強化、オンサイト・オフサイトの役割の明確化等）

や、オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）及びオフサイト対応（住民防護・被災者支援）における原子力災害対策の強化等を主な内容とする防災基本計画の改定を行った。

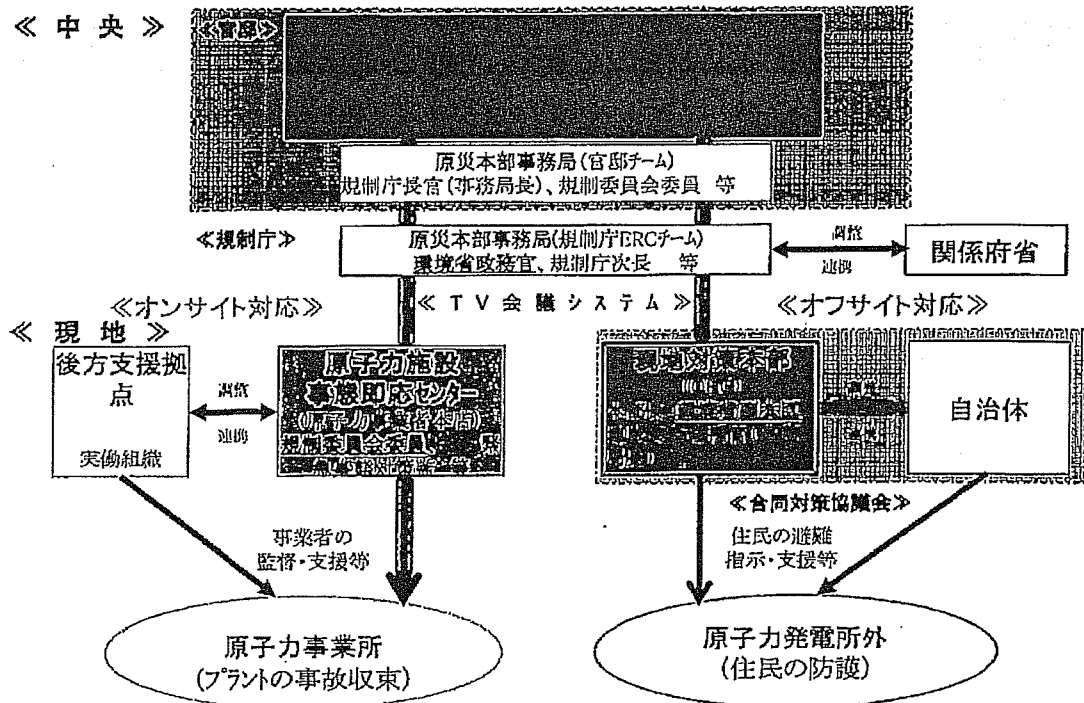


図1 原子力災害時における危機管理体制

## 2 原子力災害対策指針の策定

平成24年10月、原子力規制委員会は、原災法6条の2に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者等が原子力災害対策に係る計画を策定し、同対策を実施する際の科学的・客観的判断を支援するため、専門的・技術的事項等について定めた原子力災害対策指針を策定した。

原子力災害対策指針の構成及び主な内容は以下のとおりである。



## 【原子力災害対策指針の構成及び主な内容】

- (1) 原子力災害
  - ・ 原子力災害の特徴，放射線被ばく防護措置の基本的考え方 等
- (2) 原子力災害事前対策
  - ・ 原子力災害対策重点区域としての PAZ 及び UPZ の導入，緊急時の意思決定の基準となる EAL<sup>9</sup>及び OIL<sup>10</sup>の設定，情報提供・モニタリング・被ばく医療等の体制整備，教育・訓練等の事前準備 等
- (3) 緊急事態応急対策
  - ・ 緊急時モニタリングの実施，住民等への迅速かつ的確な情報提供，EAL 及び OIL に基づく適切な防護措置（屋内退避，避難，安定ヨウ素剤服用等）の実施 等
- (4) 原子力災害中長期対策
  - ・ 放射線による健康・環境への影響の長期的評価，影響を最小限にするための除染措置の実施 等
- (5) 福島第一原子力発電所事故の実態を踏まえた適切な対応
- (6) 今後原子力規制委員会で検討を行うべき課題

また，それぞれの対策における国，地方公共団体及び原子力事業者等の役割を定めている。

<sup>9</sup>EAL (Emergency Action Level) : 原子力事業者が緊急事態の区分（警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態）を判断する基準となる緊急時活動レベル（例：警戒事態 EAL : 震度 6 弱以上の大地震発生，外部電源喪失 3 時間以上継続等）。

<sup>10</sup>OIL (Operational Intervention Level) : 「全面緊急事態」に至り放射性物質が放出された場合，国及び地方公共団体が住民防護措置を判断する基準となる運用上の介入レベル（例 OIL 1 : 500  $\mu$  Sv/h，UPZ もしくは UPZ 外の住民等の数時間以内の避難実施）。

#### 第4 地方公共団体の取り組み

原子力災害対策重点区域<sup>11</sup>を設定する都道府県及び市町村の防災会議は、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画に当該区域の対象となる原子力事業所を明確にした原子力災害対策編を策定しなければならない。

また、原子力災害対策重点区域を管轄に含む市町村は、国の防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、避難計画（自治会別等の避難経路や避難先など）を策定しなければならない。

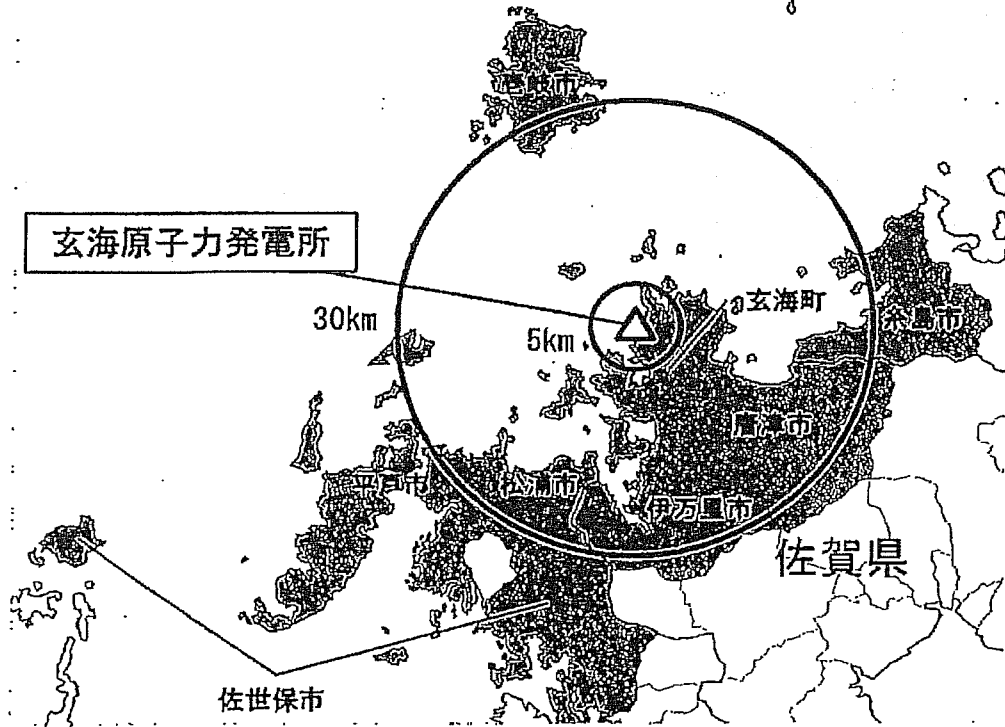
本件原子力発電所の立地県である佐賀県、及びPAZまたはUPZを管轄に含む地方公共団体（計7市1町）は、それぞれの防災会議において地域防災計画「原子力災害対策編」を策定し、その遂行に取り組んでいる。

また、PAZまたはUPZを管轄に含む地方公共団体は避難計画を策定している。

加えて、玄海町及び唐津市は、PAZ圏内に居住する住民を対象に、平成26年9月28日より順次、本件原子力発電所の事故時に甲状腺被ばくを防ぐための安定ヨウ素剤の服用に関する住民説明会や問診を行い、安定ヨウ素剤の事前配布を実施している。

なお、国は、平成25年9月の原子力防災会議において、政府を挙げて地域防災計画の充実化を支援することを決定し、地域毎に要援護者の避難などの問題解決のためのワーキンググループを設置する取り組みを開始している。

<sup>11</sup>原子力災害対策重点区域：住民等に対する被ばく防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害対策を講じておく区域で、原子力発電所からの距離を目安にPAZ及びUPZが定められている。



PAZ : 玄海町, 唐津市

UPZ : 玄海町, 唐津市, 伊万里市, 松浦市, 佐世保市,  
平戸市, 壱岐市, 糸島市

図2 本件原子力発電所の原子力災害対策重点区域

## 第5 まとめ

原子力事業者、国及び地方公共団体は、原子力防災の責務に応じ対策を講じている。

被告九州電力は原子力事業者の立場から、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、必要な措置を講じている。一方で国及び地方公共団体もまた、その立場に応じて、原子力防災体制の見直しや避難計画の策定などの対策を講じている。

そして原子力事業者、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら協力し、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等を行っている。

以上